

<p>請願番号</p>	<p>請願第13号</p>	<p>受理年月日</p>	<p>平成23年12月1日</p>
<p>請願の件名</p>	<p>全国一斉学力調査の廃止と教員免許更新制度の廃止について、国に意見書の提出を求める請願</p> <p>請願項目と趣旨</p> <p>1 全国一斉学力調査を廃止するよう、国に意見書を出してください。</p> <p>全国一斉学力調査は、もともと児童生徒の学力傾向を把握する趣旨から始められた制度ですが、その当初から目的遂行にあたっては抽出調査だけで十分と言われてきたものでした。問題点は、以下の2点です。</p> <p>まず第一点は、予算のむだ遣いの問題である。この実施には、年間で数十億円もの巨額の予算が投じられている。それを教育現場の施設整備費や備品費、少人数学級の実施等に振り向いてほしいというのが教職員・保護者の声です。</p> <p>第二に、これまで以上に、地方自治体間および児童・生徒間の過度の競争を引き起こす要因となることです。過去、日本政府は国連の子ども権利委員会から「日本の過度な競争教育が子どもたちの人格発達にゆがみを生じさせている」と2度にわたり勧告を受けてきました。全国一斉学力調査の継続は、こうした勧告に反するばかりか、勧告が指摘している「子どもたちの人格発達のゆがみ」をいっそう深め広げる懸念があります。</p> <p>2 教員免許更新制を廃止するよう、国に意見書を出してください。</p> <p>2009年度から本格実施となった教員免許更新制度ですが、政権交代後、一旦は廃止の方向性が打ち出されたものの、制度が継続しています。かつて本制度導入にあたっては、全国都道府県教育長協議会も、「都道府県教育委員会は、教員に対する分限処分等の権限を持っており、そのうえに講習の修了認定等を行う権限を持つことは、好ましくない。」といった懸念を表明していました。</p> <p>全国都道府県教育長協議会が懸念した問題は、上記にとどまりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学等が行う免許更新講習内容、方法は、それぞれの大学の規模や特色によって異なることが予想され、修了認定に関して公平性を欠くおそれがある。 ○ 学校における教育活動の現状において、講師等の臨時的な教員を一定数任用することは不可欠であり、講師が任用できない場合は、教育活動に大きな支障をきたす、等です。 <p>何より夢やロマンを持って教員をめざし、また勤務している</p>		

	<p>教員を10年という期限付きの不安定な身分に処することによって、教員の生活に対する不安を招き、勤務意欲を減退させ、ひいては教育の土台そのものを切り崩してしまうのではないかとも言われています。数ある免許の中で、教員の免許を取り立てて更新制にすることは、その他の免許との整合性を欠きます。また特に、公務員制度との整合性を欠くものです。</p>
紹介議員	前屋敷恵美
摘要	